

## 職員の懲戒処分について

令和5年11月10日

総務部

令和5年11月10日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

### 1 事案の概要

本年10月7日午前1時過ぎ、市内飲食店での飲酒後に自家用車を運転し帰宅しようとしたところ、帰路に設置された検問所での呼気検査で0.4mg/Lのアルコール分が検出されたため検挙され、その後、酒気帯び運転として欠格2年間の運転免許取消しの行政処分を受けたものである。

### 2 当該職員

総合政策部 一般職 事務職員 30代

### 3 処分の内容

停職4月